

2021（令和3）年4月1日

中央仏教学院

2021年度 「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく学院授業形態について

○「新型インフルエンザ等特別措置法」の改正に伴い、新型コロナウイルス感染拡大による「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」実施を想定し、2021年度学院授業形態を以下とおりとす。

主たる要請

- ① 不要不急の外出・移動の自粛
- ② 混雑している場所や時間を避けて行動すること
(内閣官房HP抜粋)

上記要請を承け、学院授業を以下のように行う。

1. 京都市で「まん延防止等重点措置」が実施された場合
朝・夕勤行当番班（以下、当番班という）を除く学院生は、実施期間中、全てオンライン授業とする。
ただし、登下校時において満員電車などの三密が避けられない状況であれば、当番班であっても、本人の申告によりオンラインでの受講を認める。
2. 京都市以外で「まん延防止等重点措置」が実施された場合
実施対象地域に居住する当番班を除く学院生は、実施期間中、全てオンライン授業とする。
ただし、登下校時において満員電車などの三密が避けられない状況であれば、当番班であっても、本人の申告によりオンラインでの受講を認める。
3. 京都府に「緊急事態措置」が実施された場合
実施期間中、全てオンライン授業とする。
4. 京都府以外に「緊急事態措置」が実施された場合
実施対象地域に居住する学院生のみ、実施期間中、オンライン授業とする。

以上